

＜これから利用可能な主な宿泊施設用補助金＞

補助金名称	インバウンド対応力強化支援補助金（公益財団法人東京都観光財団）
目的	東京都内の宿泊施設、飲食店等が訪都外国人旅行者のニーズに対応した利便性や快適性を向上させる目的で実施する受入れ対応居強化の取組支援
対象地域 対象施設	東京都内 宿泊施設（その他、飲食店、小売店（免税店）、観光関連事業者グループ等） →宿泊施設は、旅館業法上 ①ホテル営業、②旅館営業、③簡易宿所営業の営業許可を受けている場所に限り、民泊新法上の民泊や特区民泊は対象外
宿泊施設での補助対象事業と経費	① 多言語対応（施設の案内表示・室内設備の利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレット導入等） ② 館内及び客室内のトイレの洋式化 ③ 客室の和洋室化（洋室→和室、和室→洋室） ④ 館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備 ⑤ クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入 ⑥ 外国人旅行者の受入対応に係る人材育成（従業員に対する多言語化の習得等） ⑦ その他外国人旅行者受入対応供花のため必要な事業 上記に係る経費のうち、施設整備費、備品購入品、設置工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費、機器購入費、講師謝金、会場賃借料、委託費（コンサルティング経費含む）
補助金額 補助率	1施設あたり上限300万円 1施設あたり補助対象経費の1/2（コンサルティング経費は補助対象経費の1割）
申請期間	平成30年4月2日～平成31年3月29日

補助金名称	宿泊施設インバウンド対応支援補助金（観光庁）
目的	複数の宿泊事業者が共同して当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより宿泊稼働率・宿泊者数の向上を図ることを支援
対象地域 対象施設	全国 ① 宿泊事業者等団体、②構成員宿泊事業者（5事業者が共同して申請） →宿泊施設は、旅館業法上 ①ホテル営業、②旅館営業、③簡易宿所営業の営業許可を受けている場所に限り、民泊新法上の民泊や特区民泊は対象外
宿泊施設での補助対象事業と経費	① 館内共用部のWi-Fi整備 ② 館内共用部のトイレの洋式化 ③ 自社サイトの多言語化（宿泊予約機能を有するサイトに限る） ④ 館内共用部のテレビの国際放送設備の整備 ⑤ 館内共用部の案内表示の多言語化 ⑥ 館内共用部の段差解消

	<p>⑦ オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入または業務効率化のためのタブレット端末の設置</p> <p>⑧ クレジットカード決済端末の整備 等</p> <p>上記に係る経費のうち、機器購入費用、設置費用、設置関連工事費、撤去費、工事費、雑役務費、マニュアルの作成・印刷費用</p>
補助金額 補助率	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内（但し、1事業者あたり上限100万円） 補助対象経費の1/3
申請期間	現在未募集（平成30年度実施予定あり、昨年例6月28日～7月31日）

補助金名称	宿泊施設における安全・安心向上支援補助金（公益財団法人東京都観光財団）
目的	防犯カメラ等の導入による都内宿泊施設における安全・安心の向上
対象地域 対象施設	東京都内の宿泊施設 →宿泊施設は、旅館業法上 ①ホテル営業、②旅館営業、③簡易宿所営業の営業許可を受けている場所に限り、民泊新法上の民泊や特区民泊は対象外
宿泊施設での補助対象事業と経費	施設及び施設敷地内に防犯カメラ等設備を新たに設置した場合の、機器購入費とこれに係る設置工事費（設置場所は不特定多数人が利用する施設に限定） 上記に係る経費のうち、カメラ（2台まで）、モニター、録画装置（デジタルレコーダー）、中継器、防犯カメラ機能を構成する機器の購入費、設置工事費、ステッカー購入費等
補助金額 補助率	1施設あたり上限90万円、1施設あたり最大2箇所・同一年度に1回限り 補助対象経費の1/2以内
申請期間	平成30年4月2日～平成31年3月29日

補助金名称	宿泊施設バリアフリー化支援補助金（公益財団法人東京都観光財団）		
目的	東京を訪れる高齢者や障害者が安全かつ快適に過ごせるように宿泊施設の施設整備支援		
対象地域 対象施設	東京都内の宿泊施設 →宿泊施設は、旅館業法上 ①ホテル営業、②旅館営業、③簡易宿所営業の営業許可を受けている場所に限り、民泊新法上の民泊や特区民泊は対象外		
宿泊施設での補助対象事業・経費と補助金額・補助率	補助対象施設が行う改修等の規模により以下を限度とする。		
	補助対象事業	改修規模	補助率
	コンサルティング	全施設	2/3
	バリアフリー化整備（改修工事）	1000㎡未満	2/3
		1000㎡以上	1/2
			補助限度額
			34万円
			3000万円 複数障害対応可能な施設 4200万円
			2000万円 複数障害対応可能な施設 2800万円

	備品購入	1000㎡未満	2/3	270万円
		1000㎡以上	1/2	200万円
補助金額 補助率	1施設あたり上限90万円、1施設あたり最大2箇所・同一年度に1回限り 補助対象経費の1/2以内			
申請期間	平成30年4月19日～平成31年2月14日			

補助金名称	宿泊施設おもてなし環境整備促進事業費補助金（公募要領未公表） （旧 大阪府特区民泊施設の環境整備促進事業補助金）			
目的	大阪府を訪れる宿泊客の利便性快適性の向上			
対象地域 対象施設	大阪府内 宿泊施設及び大阪府内における特区民泊施設における経営事業の特定認定を受けた事業者（認定事業者）又は特定認定を受けようとする事業者（認定予定事業者） 平成30年度予算（合計3000万円）では、宿泊施設90施設（うち民泊施設60施設、予算1800万円）			
宿泊施設での補助対象事業と経費	参考：昨年度公募内容 ① 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応 ② パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応 ③ 居室内におけるWiFi整備 ④ 消防設備の整備（自動火災報知設備、誘導灯、スプリンクラー設備） ⑤ その他、知事が受入対応の強化のために必要と認める事業 上記に係る経費のうち、設置・改修費（設計費・工事費等）、機器購入費、初期導入費用（ホームページ制作費、システム構築費）、印刷費（パンフレット作成費（デザイン含む））			
補助金額 補助率	1事業者あたり上限40万円 1事業者あたり補助対象経費の1/2			
申請期間	今年度未定（昨年例 平成29年7月18日～平成29年3月31日）			
備考	※特区民泊で使用する場合は、特区民泊開設前に消防設備導入で申請するケースが考えられる。			